

西宮市議会基本条例

(平成27年3月25日)
(西宮市条例第64号)

沿革

平成31年3月26日 条例57号 [1]

目次

前文

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 議会 (第3条)

第3章 議員 (第4条)

第4章 議会役職 (第5条・第6条)

第5章 議員報酬 (第7条・第8条)

第5章の2 会派 (第8条の2) [1]

第6章 委員会 (第9条・第10条)

第7章 審査等 (第11条・第12条)

第8章 情報公開 (第13条・第14条)

第9章 政務活動費 (第15条・第16条)

第10章 広報及び意見募集 (第17条)

第11章 研修及び調査研究等 (第18条)

第11章の2 見直し手続 (第18条の2) [1]

第12章 補則 (第19条)

付則

西宮市議会は、大正14年（1925年）の市制施行以来、時代とともに発展を遂げる西宮市の地方自治の一翼を担ってきた。しかし、今や我が国は急速な少子高齢化、人口減少の時代を迎えており、本市での進行はやや緩やかながらも大差はなく、地方分権が推進される中において本市も既存の制度や前例に縛られず、このかつてない時代を乗り越えなければならない。

地方自治体が住民、行政、議会の三者から構成されていることを顧みれば、議会はまずみずからこれら社会の変遷に対応し、ふさわしい進化を遂げるべきである。そこで我々は議論を重ね、積極的な情報公開や、議員間の討議、さらには委員長職務の見直しなど、独自の改革に取り組んできた。

こうした改革をその時々々の情勢や、議員の資質に左右されることなく普遍的なものとするためには、理念と手段の明確化と体系化を図らなければならない。我々はその実践を通じてこそ、議会が住民の福祉の増進により大きく寄与できるものと確信する。

よって西宮市議会はここに「西宮市議会基本条例」を制定し、二元代表制の真価を希求するものである。

なお、本条例は、西宮市議会に関する基本的な事項を総合的かつ体系的に規定するものであるので、他の本市議会に関する条例等は、将来に制定される関係条例を含め、本条例との整合性を保ちつつ体系化を図るものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の活性化及び議員の資質向上を通じて議会に対する市民の関心や信頼を向上させることを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、次に掲げる用語の意義に基づき、前条の目的に従って運用することを基本理念とする。

- (1) 議会の活性化 地方議会・議員が有する議事機関としての権能が最大限活用され、議会全体はもちろん各議員も公平な立場から積極果断に市政の課題に取り組み、質の高い政策提案、議案審査、行政監視によって住民の福祉の増進が図られている状態をいう。
- (2) 議員の資質向上 広く市政全般に対して常に信託にふさわしい知識、見識及び能力を高めることに努め、公平な立場から公正にこれを行使する良識を有すること並びにこれを可能とするための機会を絶え間なく創造していくことをいう。〔1〕
- (3) 市民の関心や信頼を向上させること 質の高い議会活動と質の高い広報活動を行い、そのことによって高まる関心や信頼がさらに議会や議員の質を高めるという相乗効果を生み、その結果、投票基準の変化や投票率の向上につながることをいう。

第2章 議会

(議会の責務)

第3条 議会は、住民の信託を受けてその意思を代表し、住民の福祉の増進を目的としてその権限を行使する。

- 2 議会は、議事機関として条例の制定及び改廃に責任を持ち、議決権を行使することによって市の意思決定に責任を持つとともに、法令に求められた役割を果たし、地方公共団体の独立した意思決定に貢献するために、機能向上に努めるものとする。
- 3 議会は、市長に対し健全な牽制関係を持って対峙し、行政執行の監視を行う。
- 4 議会は、会議規則等に則り効率的で公正な運営を行わなければならない。
- 5 議会は、常に地方自治における住民参加の促進及び連携を図り、透明性のさらなる向上及び積極的な情報公開によって、住民の信頼を高めるよう努めるものとする。
- 6 議会を構成する議員の定数については、西宮市議会議員定数条例（平成14年西宮市条例第21号）に定めるところによる。

第3章 議員

(議員の責務)

第4条 議員は、それぞれの信条や政策に基づきつつも、住民全体の代表者として公共の利益のために活動する。

- 2 議員は、討議の場である議会の構成員として、互いの議論をもって合意形成に努めるとともに、積極的な提案発議に努めるものとする。
- 3 議員は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程、並びに統一された機関としての議会の規律に従う。
- 4 議員は、その役割を全うするため、自らの資質向上に努めなくてはならない。
- 5 議員は、住民の信託に値しない行為及び議会全体の不名誉になるような行為をしてはならない。

第4章 議会役職

(役職の種類)

第5条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び関係条例等に基づき、次に掲げる役職者を置く。

- (1) 議長及び副議長
 - (2) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
 - (3) 常任委員会の委員長及び副委員長
 - (4) 特別委員会の委員長及び副委員長
- 2 前項で定める議会役職者の任期は、条例等で別に定める。

(役職者の職務)

第6条 議会役職者は、法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 議長は、西宮市議会委員会条例（平成6年西宮市条例第34号。以下「委員会条例」という。）に定める委員会の運営について、進捗管理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。
- (2) 委員会条例に定める委員会の副委員長は、当該委員会の委員長を補佐する。

第5章 議員報酬

(報酬)

第7条 議員は、この条例に規定する議会の一員である対価として報酬を得る。

- 2 議員報酬の額は、西宮市特別職報酬等審議会答申を尊重した市長提案を受け、条例においてこれを定めるとともに、その支給等は西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和31年西宮市条例第18号）に定めるところによる。
- 3 議員報酬の支給の制限については、西宮市議会議員の議員報酬等の支給等の制限に関する条例（平成22年西宮市条例第35号）による。

(自主減額)

第8条 議会は、次のいずれかに該当するときには議員報酬の自主減額について協議を行うものとする。

- (1) 災害等不測の事態によって市の財政が著しく悪化し、又は悪化が見込まれるとき。
- (2) 市の財政が一定以上悪化し、行財政改革が実施されるとき。

第5章の2 会派 [1]

(会派) [1]

第8条の2 議員は、議会運営を円滑かつ合理的に行うことを目的として、会派を結成することができる。 [1]

第6章 委員会

(設置)

第9条 議会には法に定めのある常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるものとし、その名称、委員定数及び所管等は委員会条例による。

(委員会の目的及び責務)

第10条 委員会において議員は、その所管事務の調査、研究及び審査に責任を負い、議案提出や提言及び議員間の積極的な討議を行い、ひいては住民の福祉の増進に寄与することをその目的とする。

- 2 委員会は、それぞれの設置目的を果たすため積極的に活動するものとし、正副委員長及び委員は別に定める議会規程に基づきその実現に努力するものとする。

第7章 審査等

(議決及び審査)

第11条 議会は、議決機関としての使命を果たすために諸議案を議決する。また、より深く考察された議決をするために委員会等において審査を行う。

(審査等における心得)

第12条 議員は、議決及び審査において、入念な準備及び真摯な議論をもってこれに臨むよう心掛けなければならない。

- 2 議員は、各々の議決における態度や意見に対し、当該議案が終了したのちもその責任を負うものと自覚しなければならない。

第8章 情報公開

(公開の原則)

第13条 議会は、市民の付託に応えるため、次に掲げる事項を全て公開する。

- (1) 議決、審査、調査及び提言における本会議及び委員会での議論
 - (2) 会派及び各議員の賛否意見
 - (3) 議会費のうち政務活動費、視察旅費、議長交際費、及び車両運行記録
- 2 議会は、原則として、保有する情報のうち、前項に定める事項の公開については積極的かつ自主的にこれを行うものとする。
- (非公開情報)

第14条 前条の規定にかかわらず、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）の定める非公開情報に該当するものに関しては、これを例外とする。

第9章 政務活動費

(交付)

第15条 会派又は議員は、関係法令及び西宮市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年西宮市条例第47号）により、その趣旨に基づいた目的のために政務活動費の交付を受けるものとする。

(会派及び議員の責務)

第16条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費が公金であるとの自覚に基づき、条例、規則及び議会が定める政務活動費運用の手引きを遵守しなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の使途が支出目的に資するよう最大限努めなければならない。

第10章 広報及び意見募集

(責務及び検証等)

第17条 議会及び議員は、市民との相互信頼を深め、市政の調査研究及び提言に役立てるために、積極的な広報及び意見募集に努めなければならない。

- 2 議会及び議員は、本条例施行規程の定めに基づき、前項の広報及び意見募集を行い、議会はその効果を定期的に検証し、必要に応じ同規程の見直しを図るものとする。

第11章 研修及び調査研究等

(研修及び調査研究等の実施等)

第18条 会派及び議員は、資質向上の一助として積極的に研修を行わなければならない。

- 2 議会、会派及び議員は、市政の諸課題に関する見識を深め、もって市政の発展に寄与するため、視察等の調査研究に努めるものとする。
- 3 公費による研修及び調査研究等の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう留意し、事前及び事後の手順については本条例施行規程を遵守するものとする。
- 4 議会、会派及び議員は、研修及び調査研究等の実施により得られた情報等の共有を図るとともに、当該報告書を公開し、担当局への報告・提言等を通してこれらの成果が最大限活用されるよう心掛けるものとする。

第11章の2 見直し手続 [1]

(条例の見直し) [1]

第18条の2 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づき、この条例を見直すものとする。 [1]

第12章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は議会規程で定める。

付 則

この条例は、平成27年6月11日から施行する。

付 則 (平成31年3月26日 条例57号 [1])

この条例は、公布の日から施行する。